

令和6年10月1日付 建設DX関係要領改定について

令和6年度の建設DXの動向および受発注者のヒアリング結果を踏まえ、建設DX関係の要領を以下のとおり改定します。

適用日

令和6年10月1日

		令和6年10月～		(従来) R6.4改定
		改定概要	費用負担	
工事	情報共有システム	記載の適正化、公告文の廃止、特記仕様書のスリム化	率分に含まれる (変更なし)	全工事を対象に実施
	遠隔臨場	記載の適正化、公告文の廃止、特記仕様書のスリム化	設計変更で計上 (変更なし)	6,000万円以上は原則実施
	遠隔検査	NEW! 中間・部払いの書類検査で試行	必要なものを 設計変更で計上	—
業務委託	情報共有システム	NEW! 測量・地質・設計業務で試行	率分に含まれる	—
	遠隔臨場	NEW! 測量・地質・設計業務で試行	必要なものを 設計変更で計上	—
	遠隔検査	NEW! 測量・地質・設計・監督支援業務 の部払い・完了検査の書類検査で試行	発注金額に 含まれる	—
共通	電子納品	記載の適正化、公告文の廃止、特記仕様書のスリム化	積算基準通り (変更なし)	R5.4国交省ベースに改定

改定内容① 業務委託における情報共有システム・遠隔臨場

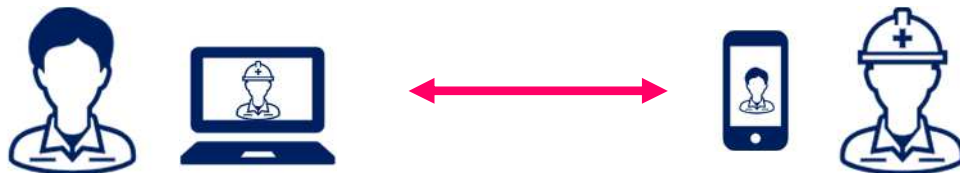
工事で先行導入している情報共有システム、遠隔臨場を業務委託においても試行開始します。費用負担の考え方や対象は建設工事と同様のものとします。

情報共有システム



- 費用負担は「埼玉県土木工事積算基準（計画調査編）」に基づき受注者負担とする。
- なお、打ち合わせ記録簿の様式は各情報共有システムの標準様式でも可とする。
- 検査員にIDを付与することで、検査書類の共有も可能。

遠隔臨場



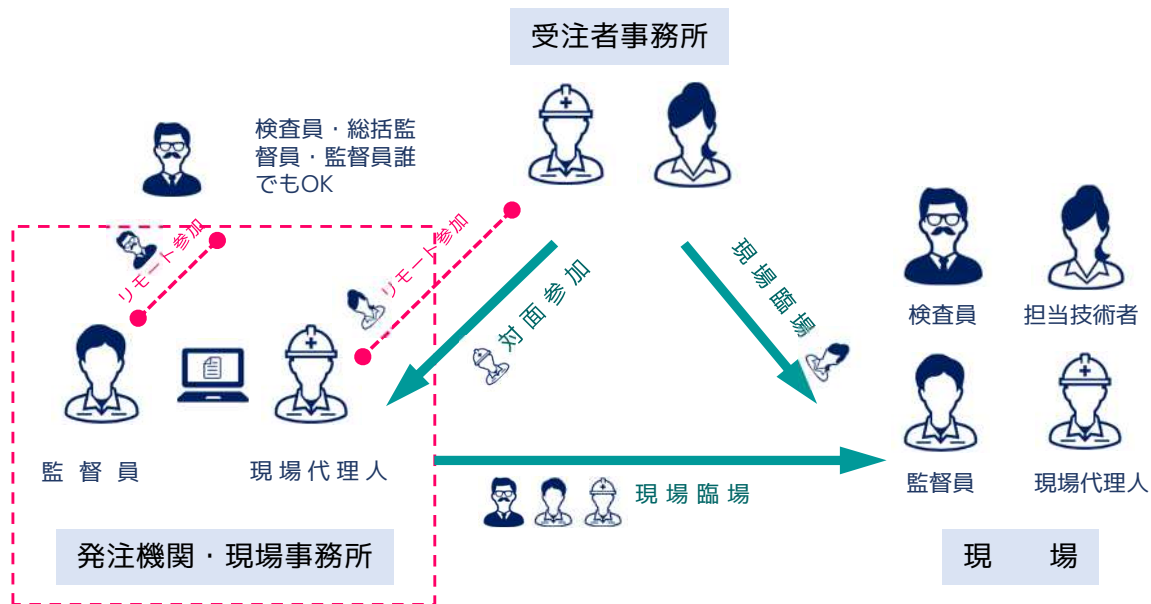
- 費用負担は、建設工事の遠隔臨場同様に発注者負担とし、設計変更にて必要経費を計上する。
- 現場立会に加え、いわゆる「打ち合わせ」も遠隔臨場の対象とする。
- 「サポート臨場」についても実施可能とする。

改定内容② 遠隔書類検査の実施について

建設工事及び業務委託の遠隔検査について、「書類検査をできる規定」で試行導入します。遠隔検査は、関係者全員の遠隔参加に加え、関係者のうち誰か1名だけリモート参加し、リモートと対面を組み合わせることも可能です。

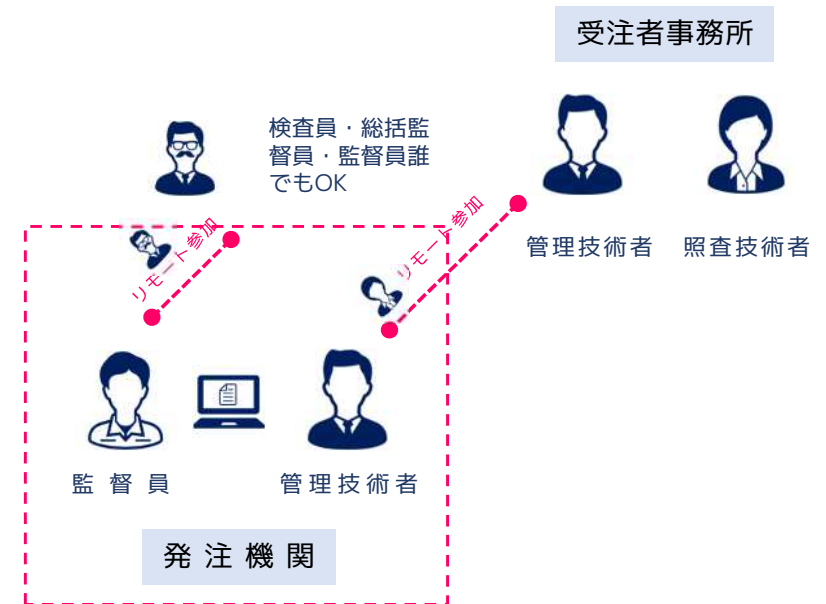
このことにより、特に繁忙期の検査スケジュール調整に柔軟性を持たせ、受発注者の業務効率化を目指します。

工事の例



中間検査の書類検査を対象
※中間検査を円滑に実施した実績がある場合は既成部払及び完成検査を対象とすることができる

委託の例



完了検査・部分払い検査の書類検査を対象

改定内容③ 公告文への記載廃止、特記仕様書のスリム化

発注機関の負担軽減、受発注者トラブル軽減の観点から建設DX関係施策については公告文への記載廃止、特記仕様書のスリム化、記載ルールの統一化を行います。

- ① 公告文への記載は不要とする
- ② 土木工事及び業務委託共通仕様書に記載のある事項は特記仕様書への記載は廃止する
- ③ 特記仕様書の記載例は工事2種類、業務委託2種類に共通化し、個別の記載を不要とする

		令和6年10月～			(従来) R6.4		
		公告文	特記仕様書	共通仕様書	公告文	特記仕様書	共通仕様書
工事	情報共有システム	× (廃止)	× (廃止)	○	○	○	○
	遠隔臨場	×	○ 工事共通	—	○	○	—
	遠隔検査	×		—	< R6.10新規施策 >		
業務委託	情報共有システム	×	○ 委託共通	—			
	遠隔臨場	×		—			
	遠隔検査	×		—			
全て	電子納品	×	× (廃止)	○	×	○	○